

「第2次下関市住民自治によるまちづくり推進計画(素案)」に関する庁内意見と修正案等

章	頁	行	(素案)の記載内容	見直し意見等	修正案等
3	6	12	今後も、より多くの市民が地域のまちづくりに関心を持ち、積極的にまちづくり協議会の運営・活動に関われるよう、市民理解と市民参加の促進を図っていくことが必要です。	【行政管理課】 下関市市民共同参画条例では、市民党がまちづくりのために協働することを「市民参画」と定義しており、「参加」と「参画」の使い分けが曖昧な印象を受ける。(他の箇所も同様)	※下関市市民共同参条例 『市民参画』 …市民及び市民活動団体(以下「市民等」という。)が市の施策の立案、実施及び評価の各段階に自発的かつ自律的にかかわること並びに市民等がまちづくりのために協働することをいう。 『協働』 …共通の目的を達成するために、互いの立場の違いを認識し、及び協力して行動することをいう。 ※本計画では、「とにかく市民が地域のまちづくりや協議会の活動に関心を持ち、少しでも多くの人に活動や行事、集まりに関わってもらう」という意図から、『市民参加』を使用。ちなみに、『市民参加』は、本計画が踏襲する第1次計画の基本方針でも「3 市民参加の促進」として使用。また、当計画中では「市民参画」という文言は使用してない。
3	6	22	現在では、各地区まちづくり協議会において、地域の将来像や目的を実現するため、「まちづくり計画」の策定が進んでいます。	【行政管理課】 まちづくり計画の位置づけや効果(策定することで市の施策にどのように反映されるか等)、内容等が記載されておらず、策定する趣旨がわからない。	(修正案) 現在では、各地区まちづくり協議会において、地域の将来像や目的を実現する ための中長期的な指針となる 「まちづくり計画」の策定が進んでいます。 ※策定することによる効果等、その他詳細については「計画書策定の手引き」にて触れる。
5	12	11	各協議会が地域の現状と特性に合った組織となるよう、協議会と協力しながら、組織体制の整備に取り組んでいきます。	【豊田地域政策課】 人口減少による会員減少、後継者不足と市の財政支援の削減等により、既存の市民団体が減少し、協議会の構成団体も減少している。協議会の弱体化が進展しているにもかかわらず、公募による個人加入も皆無に等しいので、個人加入を促すような方策の明示が必要では。	※個人の役員への就任について？ 協議会活動への個人参加に関する支援についてはP.13(4)
5	15	29	収益事業の発掘や会計処理に関する基本的な研修会の開催、複数地区合同のワーキンググループの設置などが想定されます。	【豊田地域政策課】 協議会として、今まで発想も想定もしていない中で、具体的にどのような事業を想定されているかを例示したほうが良いのでは。(市からの補助金等により運営しているイベント助成事業も協議会の収益事業の対象となるようにできないか。(市からの受託事業のようなものなので。))	※収益事業の必要性や取り組み方については、地区によって差異がある。現時点では、行政側の収益事業に関する知識と各地区の状況把握も不十分なため、具体的例等については、本計画では触れず、計画期間中に各まちづくり協議会と連携しながら検討する。

章	頁	行	(素案)の記載内容	見直し意見等	修正案等
5	13	4	従来のサポート職員の重点的な役割は、従来の地域サポート職員の重点的な役割は、行政と地域とをつなぐパイプ役でしたが、今後は、協議会のニーズに柔軟に対応しながら共に活動に取り組む、総合的な支援が求められます。事業実施に必要な専門知識を有する市部局への協力要請の他、事業計画の立案やまちづくり計画策定に関する助言・指導等、積極的にまちづくり協議会をサポートします	<p>【職員課】</p> <p>いずれの協議会も設立以降3年以上の年月を経過しており、人的支援については、アンケート結果に示された地域サポート職員による市との連絡調整に係るものを中心とする最小限の支援に留め、あわせて協議会の自立を促す旨の内容としたらどうか。</p> <p>まちづくりの推進にあたり、協議会都市は協働することを基本としつつ、協議会の自立が思料されると同時に、厳しい財政状況のもと積極的な人的支援の継続は困難であると危惧される。</p>	<p>※計画検討委員会からの意見により、「協議会が主体的に実施する活動に支援が必要となった際に、積極的に助言する」という内容に修正済。なお、この取組に付随する人件費等の増額はなし。</p> <p>(修正済)</p> <p>従来の地域サポート職員の重点的な役割は、行政と地域とをつなぐパイプ役でした。今後は、<u>協議会が主体的に実施する活動に対し、より総合的な支援を行うため、協議会と市、または各種団体をつなぐ伴走者としての役割を果たすことを目指します。</u></p> <p><u>市民や協議会の中に、まちづくりのために「実現したいこと」が生じた際に、行政や各種団体から得られる支援や、そのために必要な手続きの方法などについて、協議会の要請に応えながら、積極的に助言・支援を行います。</u></p>
5	13	11	現在、まちづくり協議会の事務局については、公共施設内に最低限のスペースは確保していますが、その多くは、協議会を支える事務局の環境として、十分なものであるとは言えません。まちづくり協議会の意見を聴取しながら、環境改善を検討します。	<p>【生涯学習課】</p> <p>(修正案)</p> <p>現在、まちづくり協議会の事務局の中には、協議会を支えるために十分な環境とは言えない所も見られます。今後、まちづくり協議会の意見を聴取しながら、関係課とともに環境改善を検討します。</p> <p>※すべての事務局が最低限のスペースであるように受け止められるため。</p>	<p>(修正案)</p> <p>現在、まちづくり協議会の事務局として、公共施設内の一部を確保していますが、その多くは、協議会を支える事務局の環境として、十分なものであるとは言えません。まちづくり協議会の意見を聴取しながら、環境改善を検討します。</p>
-	-	-	あたって→ 当たって 、あたり→ 当たり	<p>目次(1)、1頁(2)、6頁(1)、10頁(1)、18頁(1)、資料編12頁(1)、資料編29頁(1)</p> <p>公用文用字用語に改めた方が良いと思えるため。</p>	修正済
-	-	-	取り組み→ 取組	<p>目次(2)、1頁(2)、2頁(1)、5頁(3)、6頁(2)、8頁(3)、10頁(1)、12頁(3)、14頁(2)、15頁(3)、16頁(2)、資料編表紙(1)、資料編22頁(5)</p> <p>公用文用字用語に改めた方が良いと思えるため。</p>	修正済
-	-	-	益々→ ますます	<p>15頁(1)</p> <p>公用文用字用語に改めた方が良いと思えるため。</p>	修正済

章	頁	行	(素案)の記載内容	見直し意見等	修正案等
3	7	14	・「ボランティア職員制度」の形骸化	・「ボランティア職員制度」の 見直し 他の課題は“問題点解決のための手法”という視点で列挙されているのに対し、本項の記述は“問題点”の記載に留まっているため。	修正済
3	7		・事務所の設置場所の適正化	・事務局の 環境改善 公共施設に設置すること自体が不適切であるとの印象を与えるため。	修正済
4	15	9	交付金が税金であることを前提にしながら、	交付金の 財源 が税金であるということを前提にしながら、 意味がわかりづらいため。	修正済
4	16	10	地域では、自治会をはじめ、婦人会や子ども会、学校・生涯教育、環境保全、健康福祉、交通安全、産業、文化・スポーツ、防災・防犯といった多様な団体がそれぞれの立場から地域課題解決のための取り組みを進めてきました。	地域では、自治会をはじめ、婦人会や子ども会、学校・ 社会教育 、環境保全、健康福祉、交通安全、産業、文化・スポーツ、防災・防犯といった多様な団体がそれぞれの立場から地域課題解決のための取り組みを進めてきました。 成句として「社会教育団体」の語が一般的であるため。	修正済
資料編	11	7	夏季業務について、1協議会に対し、 2ヶ月1回 以上実施	次の業務 について、1協議会に対し、 2か月に1回 以上実施 誤字等	修正済
資料編			伊崎町一丁目4番30号 山の田東町4番13号 彦島江の浦町一丁目3番1号 豊北町大字神田1199番地1	伊崎町一丁目4番30号 西部公民館内 山の田東町4番13号 北部公民館内 彦島江の浦町一丁目3番1号 彦島公民館内 豊北町大字神田1199番地1 豊北生涯学習センター内 他欄の表記と合わせるため。	修正済
			資料編16頁 彦島地区まちづくり協議会欄の中学校区 日新中学校・名陵中学校	彦島中学校・玄洋中学校	修正済
資料編	19	11、19	菊川地区及び豊田地区まちづくり協議会の「事務所の位置」の表記 菊川地区…「菊川町大字田部747番4…」 豊田地区…「豊田町大字矢田149番1…」	菊川地区…「菊川町大字田部747番地4…」 豊田地区…「豊田町大字矢田149番地1…」 住所表記の統一	修正済